障がい者雇用促進企業登録申請書及び障がい者雇用状況計算書記入要領

１ 障がい者雇用促進企業登録申請書（第４号様式）

以下のとおり記入してください。

（１）県内に事業所が複数有る場合は、代表する事業所で申請を行ってください。

（２）「１ 業種」

別表１の「中小企業者の範囲」から該当項目に○、あるいは()内に記入する。

（３）「３ 申請時における常用雇用労働者の総数」

ア．以下の①から③に該当する１年以上継続して雇用される者の数を計算する。

ただし、雇用保険上の短時間労働被保険者（１週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満）であるものは含まない。

①雇用期間の定めのない労働者

②一定期間（１ヶ月、６ヶ月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上①と同様の状態にあると認められるもの

③日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上①と同様の状態にあると認められるもの

イ．雇用保険上の短時間労働被保険者で上記①から③に該当する１年以上継続して雇用される者（以下「短時間労働者」という。）の数を計算する。

アと、イに0.5 を乗じたものを加えた数値を記入する。（ア+イ×0.5）

（４）「５ 県内事業所の雇用状況」

ア．「①常用雇用労働者の総数」

障がい者雇用状況計算書（第５号様式）の「⑥常用雇用労働者の総数」の合計欄の数を記入する。

イ．「②除外率」

２の除外率表から該当する業種の除外率を記入する。ただし、申請者が除外率の適用される業種の場合は、第1号様式は事業所別に作成する。

ウ．「③法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者数」

「①常用雇用労働者の総数」から「①常用雇用労働者の総数」に「②除外率」を乗じて得た数（その数に１人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）を控除した数を記入する。

エ．「④雇用すべき障がい者数」

「③法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者数」に別表３の雇用すべき障がい者数の算定に係る率を乗じて得た数（その数に１人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）を記入する。

オ．「⑤障がい者雇用数」

障がい者雇用状況計算書（第５号様式)の「⑨合計」の合計欄の数を記入する。

２ 障がい者雇用状況計算書（第５号様式）

県内に事業所が複数有る場合は、その全てを合計したものを添付してください。

（１）「①名称」、「②住所」

当該事業所の名称、住所を記入する。

（２）「③障がい者雇用算定年月」

申請日の属する月の前月までの１年間の年及び月を記入する。

（３）「④短時間労働者以外の常用雇用労働者数」

各月の初日の短時間労働者以外の常用雇用労働者数を記入する。

（４）「⑤短時間労働者数」
各月の初日の短時間労働者数を記入する。
（５）「⑥常用労働者の総数」
（３）と、（４）に0.5 を乗じたものを加えた数を記入する。
（６）「⑦短時間労働者以外の常用雇用障がい者数」
「④短時間労働者以外の常用雇用労働者数」のうち、次の障がい者に該当する者の数を記入する。

ア．「身体障がい者」　原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が１級から６級までの者及び７級の障害を２つ以上重複している者

イ．「重度身体障がい者」　身体障がい者のうち同手帳の１級又は２級の者

ウ．「知的障がい者」　児童相談所、障害者相談支援センター、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者

エ．「重度知的障がい者」　知的障がい者のうち知的障害の程度が重いと判定された者。具体的には、次のいずれかの場合に重度知的障がい者に該当する。
・療育手帳で程度が「A」とされている者
・児童相談所、障害者相談支援センター、精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を有する者
・障害者職業センターにより「重度知的障がい者」と判定された者

オ．「精神障がい者」　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（７）「⑧短時間雇用障がい者数」
短時間労働者のうち、上記障がい者に該当する者の数を記入する。
（８）「⑨特定短時間雇用障がい者数」
特定短時間労働者のうち、上記障がい者に該当する者の数を記入する。
（９）「⑩合計」
イを２倍した数に、ロ、ハ、ニ及びホとへを足したものに0.5 を乗じた数を加えた数を記入する。
（イ×２＋ロ＋ハ＋ニ＋（ホ＋へ）×0.5）

別表１

中小企業者の範囲（中小企業基本法第２条）

業　　種	資本金・出資総額	従業員数
卸売業	１億円以下	１００人以下
サービス業	５千万円以下	１００人以下
小売業	５千万円以下	５０人以下
その他	３億円以下	３００人以下

別表２

除外率表

日本標準産業分類番号	除　外　率　設　定　業　種	除外率（%）
０２	林業（狩猟業を除く。）	３５
０５１	金　属　鉱　業	４０
０５２	石炭・亜炭鉱業	５０
０５４	採石業、砂・砂利・玉石採取業	１０
０５５	窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。）	１０
０５９	その他の鉱業	１０
D	建設業	２０
２２	鉄鋼業	２０
２３	非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業（２３１）を除く。）	5
２３１	非鉄金属第一次製錬・精製業	１５
３１３	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	5
４２	鉄道業	３０
４３	道路旅客運送業	５５
４４	道路貨物運送業	２０
４５	水運業	１０
４６	航空運輸業	5
４７	倉庫業	5
４８１	港湾運送業	２５
４８２	貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	１５
４９	郵便業（信書便事業を含む。）	２０
８３	医療業	３０
８５３	児童福祉事業	４０
８１２	小学校	５５
８１６	高等教育機関	３０
８１５	特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	４５
８１１	幼稚園	６０
	船員等による船舶運航等の事業 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	８０ 5

別表３

雇用すべき障がい者数の算定に係る率

申請回数	算定に係る率（%）
初　　回	２．５
２　回　目	２．５
３　回　目	３．２
４　回　目	３．２
５回目以降	４．０